

## 町民の声への回答

### 【タイトル】 住宅資金援助等

八頭町では、若者世代等の定住促進と町内事業者への発注促進による町域内経済の活性化を図ることを目的に住宅リフォーム等支援事業補助金を、また町内に住宅を新築された方に新築家屋固定資産税補助金を交付しています。なお、交付要件等については次のとおりです。ご不明な点がございましたら各担当課へお尋ねください。

#### ①住宅リフォーム等支援事業補助金

##### 【対象事業】

- (1)住宅の新築、修繕、補修及び増改築工事
- (2)壁紙の張り替え、屋根又は外壁の塗り替え等の住宅の様式替えのための工事
- (3)その他、当該住宅に附属する設備等で必要と認められるもの

【対象者】 以下に掲げる(1)から(3)の要件をすべて満たす方とします。

(1)次のいずれかの世帯に該当

若者世帯…いずれかが40歳以下の夫婦のみの世帯

多世代同居世帯…いずれかが40歳以下の夫婦でその親等と同居する（しようとする）世帯

子育て世帯…18歳以下の子どもを養育する世帯

(2)補助金の交付を受けてから5年以上町に定住しようとする場合

(3)市町村税を完納していること

【補助金額】 事業費の30%（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる）とし、上限30万円

##### 【内容】

町内に所有する住宅、あるいは居住する目的で新築、購入又は賃借する住宅において実施する新築工事あるいはリフォーム工事（工事請負金額が50万円以上のものに限る）に対して補助するもの。

※ リフォーム工事等は、町内に事業所を有する法人または個人に依頼する場合に限ります。

【担当】 地方創生室（電話）0858-76-0213

#### ②新築家屋固定資産税補助金

【対象者】 次の①～④のすべてに該当する方

①平成27年1月1日から平成33年1月1日の間に住宅を新築した方

②新築した住宅を生活の本拠としている方

③本町の町税等の滞納がない方（同一世帯員含む）

④固定資産税に係わる減免制度等を受けていない方

【補助金額】 新たに取得した住宅に係る固定資産税の2分の1に相当する額

【期間】 3年間

【担当】 税務課（電話）0858-76-0204